

# 受注型企画旅行条件書(学校用)

平成 年 月 日

様

## ジャタトラベル株式会社

国土交通大臣登録旅行業第〇〇〇号  
(社) 日本旅行業協会正会員

支店名

所在地

支店長

印

総合旅行業務取扱管理者

担当者

受注型企画旅行契約（以下、単に「契約」という。）は本企画書面に記載した条件並びに別紙旅行条件書によります。旅行条件書に記載のない事項は、国土交通大臣認可の当社旅行業約款（受注型企画旅行の部）によります。

### 1. 団体の名称、人員、旅行期間、旅行日程等

団体名	
申込人員	生徒 名、先生 名、合計 名（ クラス）
旅行期間	平成 年 月 日（ ）～平成 年 月 日（ ） 日間
旅行日程	別紙「ご旅行行程表」をご参照下さい。
お一人様合計	ご参加者数 生徒お一人あたり 先生お一人あたり 名様から 名様の場合 円 円 (内企画料金 円) (内企画料金 円) 名様から 名様の場合 円 円 (内企画料金 円) (内企画料金 円)

### 2. 旅行代金のお支払い(お支払い期限までに下記の金融機関にお振込願います。)

申込金: 円 お支払日: 年 月 日

旅行代金の残額: 円 お支払日: 年 月 日

金融機関名 銀行 支店

口座番号 普通預金口座 No. \_\_\_\_\_

口座名 ジャタトラベル株式会社 支店

3) ご利用旅館・ホテル

	月／日	宿泊地	旅館・ホテル名	備 考
1	／ ( )			
2	／ ( )			
3	／ ( )			
4	／ ( )			
5	／ ( )			
6	／ ( )			

4) 貸切バス

台 (車種 )
---------

5) 旅行代金に含まれるもの

- (1) 交 通 費：ご旅行行程表記載の〇〇、〇〇、〇〇等運送機関の運賃・料金
- (2) 宿 泊 代：ご旅行行程表記載の宿泊料金及び諸税、サービス料
- (3) 弁 当・食 事 代：ご旅行行程表記載の弁当・食事代
- (4) 拝 観・入 場 料：ご旅行行程表記載の拝観・入場料
- (5) 諸 経 費：有料道路、駐車料、団体行動中の心付け等のご旅行に必要な諸経費
- (6) 企 画 料 金
- (7) 添 乗 費 用：添乗員が同行する場合に必要な交通費・宿泊費等の実費及び添乗サービス料金

-----  
 ※上記費用に係わる消費税・諸税相当額を含みます。

6) 旅行代金に含まれないもの(第5項に記載がないものは旅行代金に含まれません。その主なものを例示します。)

- (1) ご旅行行程表以外に行動される場合の費用
- (2) 下 見 費 用
- (3) 個人的な諸費用：電話代、クリーニング代、追加飲食費等
- (4) 空港施設使用料・「燃油特別付加運賃」(燃油サーチャージ)

7) 旅行のお申込みおよび契約の成立時期

- (1) 当社は、当社に受注型企画旅行契約の申込をしようとするお客様からの依頼があったときは、当社の業務上の都合があるときを除き、当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面（以下「企画書面」といいます。）を交付します。
- (2) (1) の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金（以下「企画料金」といいます。）の金額を明示することがあります。
- (3) 当社がお客様に交付した企画の内容に関し契約を申し込もうとするお客様は、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、当社が別に定める金額の申込金を添えてお申込下さい。
- (4) お客様との旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込書と申込金を受領したときに成立するものとします。

## 8. 契約内容の変更、旅行代金の変更

(1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合当社は旅行代金を変更することがあります。

(2) 当社は、旅行契約成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係をご説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他旅行契約の内容を変更する事があります。但し緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

(3) 利用する運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効なものとして公示されている適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。当社は、旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前に通知するものとし、この場合お客様は、旅行開始前に取消料を支払うことなく受注型企画旅行契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その減少額だけ旅行代金を減額します。

## 9. 旅行契約の解除

(1) お客様が旅行契約を解除するときは、以下の料金を申し受けます。(国内旅行の場合)

旅行契約の解除期日		取消料 (おひとりあたり)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日目 (日帰り旅行にあっては 11 日目) にあたる日まで		企画料金相当額
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	20 日目にあたる日 (日帰り旅行にあっては 10 日目にあたる日) から 8 日目にあたる日まで	旅行代金の 20%
	7 日目にあたる日から 2 日目にあたる日まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日		旅行代金の 40%
旅行開始日の当日		旅行代金の 50%
旅行開始後または無連絡不参加		旅行代金の 100%

お客様が旅行契約を解除するときは、以下の料金を申し受けます。(海外旅行の場合)

旅行契約の解除期日		取消料 (おひとりあたり)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 31 日目にあたる日まで		企画料金相当額
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目にあたる日以降 3 日目にあたる日まで		旅行代金の 20%
旅行開始日の前々日及び前日及び旅行開始日の当日		旅行代金の 50%
旅行開始後または無連絡不参加		旅行代金の 100%

貸切船舶・貸切航空機を利用する受注型企画旅行

別途ご提示致します。

- (2) お客様が第2項の期日までに旅行代金を支払われない場合は、当該期日の翌日にお客様が契約を解除したものとみなします。この場合、お客様は当社に対し本項(1)の取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。

**10. 添乗サービス**

添乗員のサービスの内容は、原則として旅行日程上団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間は、原則として8時から20時までとします。

**11. 当社の責任**

- (1) 当社は、当社又は当社の手配代行者等の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限り、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、国内旅行にあつては14日以内に、海外旅行にあつては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。
- (2) 次のような場合は原則として責任を負いません。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送宿泊機関の事故若しくは火災、運送機関の遅延、不通またはこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止、官公署の命令その他当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により被害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

**12. 特別補償**

当社は、特別補償規程に基づき、受注型企画旅行参加中にお客様の身体に生じた一定の損害について、「特別補償規程」に基づき補償金及び見舞金を支払います。

項目	死亡・後遺障害	入院見舞金	通院見舞金
国内旅行	1,500万円以内	2万円~20万円	1万円~5万円
海外旅行	2,500万円以内	4万円~40万円	2万円~10万円

**13. お客様の責任**

お客様の故意または過失、法令・公序良俗に反する行為もしくはお客様が当社の約款を守らないことにより当社が損害を被ったときは、お客様はその損害を賠償しなければなりません。

**14. 約款準拠**

本旅行条件書に記載のない事項は当社の旅行業約款（受注型企画旅行の部）に定めるところによります。

**15. 旅行条件の基準日**

この旅行条件は平成 年 月 日現在の運賃・料金を基準としています。

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記旅行業務取扱管理者にご質問ください。